

控



平成30年(ワ)第9681号 名誉棄損等請求事件

原告 吉井康雄

被告 学校法人大阪経済大学 外3名

準備書面 (3)

令和元年5月14日

大阪地方裁判所 第24民事部 合議1係 御 中

原告

吉井康雄



2019年3月20日の法廷で原告が強調したことと、令和元年5月14日までに
応答すべき事項は以下のとおりである。

- ① 原告が強調したことは、被告大学の準備書面、陳述書等の信頼性向上である。
- ② 裁判長からの質問は、民事訴訟における名誉棄損を知った時期は何時かである。
- ③ 裁判長からの回答要請は、名誉棄損事例NO.30～35について、どのような
損失があったのかを説明すること。

被告大学の準備書面(1)への応答を念頭におきながら、以下の主張をする。

第1 被告大学の準備書面、陳述書等の信頼性向上について

原告が被告大学に要望したことは、原告と被告大学との争点を実質的証拠力のある事実にもとづいて裁判官の自由心証主義による規範的な判断がなされるように、双方の努力が求められるということである。

例えば、草薙裁判で北村實は「吉井氏のホームページはその後、大阪地裁に削除の仮処分申し立てを行い、その一部を削除せよとの決定(別添)が出されています」と陳述しているが(甲71、3頁)、草薙氏には事実の確認は不可であるが、

原告は当事者であり、大阪地裁からそのような指示がなく、明瞭な虚偽である。

このような虚偽には原告の現在の法知識では刑法などの規定に触れる行為があり、それらを以下に示す。

- ・刑法159条3項（虚偽文書の作成、権利、義務に関する文書を偽造、又は変造した者に対する罪）と刑法161条（偽造私文書を行使した場合の罪）に抵触する、特任教員任用規程（新規程）の偽装（甲71、4頁の(xi))、逸脱したカリキュラム委員会規程の変造（同、4頁の(xi)(13))、経営学部教授会規程を変質させる規程の変造（同、3頁の(ix))
- ・刑法233条（信用毀損及び業務妨害）に抵触する行為として、井形学部長自ら1部科目の2部重複開講を認め、その一方で、文科省の規定を無視してシラバスの2部科目には登録しないで、原告が無断で2部の時間帯に勝手に1部科目を重複開講するという教学ルール違反者に仕立てる指示を教務課員に強要し、原告に自主的に特任申請を辞退させる第1の理由にしている。

この井形の行為は、直接的、有形的な方法で原告の業務を妨害する行為であり、威力業務妨害罪に抵触する行為と思われる。なお、原告にこの不正行為をメールしてくれた教務課員は即、出向を命ぜられ、別件訴訟2の段階では職場復帰していない。

- ・いたずらに強い表現、虚偽の表現を連発することは、訴訟活動が名誉毀損として不法行為責任を問われる例外的ケースもあり、次のケースが該当する。理事会を代表する形で発言する北村實の「特任人事は再雇用であって、新規採用と同じ手続きによる」発言と被告大学の準備書面（1）の2頁の「被告大学では特任教員を希望すれば100%採用される慣行は存しないことを念のため指摘しておきたい」という陳述がこれに該当する。これには次の2つの矛盾がある。

㉑ 最高経営責任者である井阪理事長と教学の長である重森学長が、「(特任教授の承認を取消した) 里上教授の件は例外中の例外で、人事における労使慣行は従前と変わらず」と合同教授会で公言された趣旨に反すること（甲26）

㉒ 井阪理事長および重森学長の要請で特任教員任用規程が新規程に改正され、その任用基準第4条に「本学の教員としてふさわしい研究・教

育・運営上の活動を行ってきたと認められること」が追加されたが、原告の前後でこの新規程のもとで特任教授となった2名、二宮正司はセクハラで西口教授に人権委員会に訴えられた人物であり、原告の担当コマ数を減らすなどのパワハラをした人物でもあり（甲49）、北村實はタクシーチケットの不正使用などの問題（甲73）があり、この2人は新規程第4条に抵触するにもかかわらず、特任教授として承認されている。

その一方で、特任教員の申請要件を充たしていたと判示された原告は、推薦委員会に申請書類を提出しないという北村グループの井形および池島の不法行為により、妨害されている。

㊸と㊹より、被告大学理事会および経営学部教授会は不法行為を容認する組織との疑いが抱かれ、これを立証する事実が草薙裁判の証拠に散見され、その1つが北村理事のタクシーチケット不正使用に端を発した評議会委員の方々の次の発言である。

「理事長には、大学経営者としての自覚をもっていただきたいものです」

「私どもは、理事会が自浄能力を発揮され、大学が一日も早く正常化されることを強く望んでいます」（甲73）。

このように、被告大学の準備書面などにみられる虚偽の表現の連発は、訴訟活動が名誉毀損として不法行為責任を問われるケースに該当すると主張する。

結論として、このような虚偽の構成要素を巧みに組み合わせたシナリオのもとで、原告は、別件訴訟1において敗訴している。これを分析した内容が最高裁に提出した「特別抗告理由書」に記載している。この理由書の第3で、判決過程に被告大学の虚偽（朱記で表記）が大きく影響したことを立証し（甲71、10～18頁）、第4では、このような誤判決に至った要因を分析し、再審機会という蜘蛛の糸のつながることを訴求している（同、18～27頁）。なお、再審を求める理由は、被告大学で就労する教員に係わる最重要事項であるためである。

この名誉棄損訴訟は別件訴訟1および2を経験してきた原告が自分の名誉のためにも、事実の真実性のもとで判決されることを強く望んでおり、社会常識上許されない虚偽に対しては強い姿勢で臨んでいることを被告大学に訴える。

第2 民事訴訟における名誉棄損を知った時期は何時か

裁判長の質問の趣旨は被告大学準備書面（1）の第3の「原告が被告大学において勤務中の2003年2月から2013年1月までの間に生じた事象で、原告は、生起当時民法724条の「損害及び加害者を知っていた」ので、既に消滅時効により消滅しており…」に係わる重要な質問と理解している。

これについては、原告準備書面（2）の14～17頁で、誠実に陳述している。

損害の了知については、不法行為により損害を受けたことを認識した時点で足り、具体的な損害額を認識した時点であることを要しないと解されている（最判平成14年1月29日民集56-1-218）。 下記判例も参照されたい。

- ・「最判昭和49年12月17日民集28巻10号2059頁」の判例
- ・「最判平成14年1月29日民集56巻1号218頁」の判例

したがって、被告大学の当該主張は却下され、本件資料のNO1～NO29にかかる事実に関する不法行為による損害賠償請求権は、原告において現在もその権利があり、被告大学の解釈とその主張は棄却される。

第3 名誉棄損事例NO30～35について、どのような損失があったか

これに答える前に、名誉棄損に関する原告の理解の程度を以下に述べ、被告大学の反論に誠実に対応する意思を有していることを表明する。

社会全体の秩序づけ機能を果たす民法のもとでの不法行為の成立要件は民法709条で規定されており、名誉を侵害した不法行為者が負うべき財産的損害および精神的損害に対する賠償責任は710条に規定されている。なお、刑法230条および230条の2の規定が民法においても援用されるという理解である。

しかし、社会が与えているその人の社会的評価を低下せしめることという抽象的な概念による名誉棄損について、その侵害事実を確定し、加害行為と侵害との因果関係、侵害と損害との因果関係を判断するというアプローチは困難なため、規範的判断、すなわち、法的正当化の判断が重視され、過失責任の有無、責任阻却事由の有無、免責法理適合の有無の判断のもとでなされることになる。

この状況下で次の二つのアプローチが有効とされている。

- ① 最判昭和31年7月20日の「一般読者」の基準を、社会的評価の低下の事実を推定するものとして捉えるアプローチである。これによると、原告が、裁判官をして「当該情報は『一般読者、一般視聴者』の視点のもと、社会的評価の低下をもたらしうる」との評価をなさしめる事実を立証した場合、社会的評価の低下の事実が推定され、原告に損害が発生していると解する。
- ② 前述の「一般読者」の基準により、実体法上、社会的評価の低下の事実を問題としない責任が形成されたと捉え、このもとで、名誉毀損による不法行為とは、その人の社会的評価の低下をもたらしうる危険を引き起こすリスク要因として、これに違法評価を加え、どの程度の危殆化をもって不法行為責任を成立させるかというアプローチである。

ここでは、どのような損失があったかについて述べる前に、被告大学準備書面(1)の第3に回答し、その後、「損失」について原告の主張を述べる。

1 被告大学準備書面(1)の第3に対する応答

被告大学準備書面(1)の第1、第2、第3の1については、「争う」と意思表示する。なお、原告の主張は、当該準備書面の第1および第2に述べている。

原告と被告大学との間には2013年6月から2018年9月までの長期に亘って、3つの訴訟、別件訴訟1の原告の地位確認、別件訴訟2の被告大学による名誉権侵害等の訴訟、別件訴訟3の草薙裁判がある。これらから被告大学の多くの不法行為が既に確定しており、草薙裁判では被告大学理事会の不法行為を生起させる実態が暴露されている。最初に共通する前提条件について述べる。

(1) 原告が訴える、名誉棄損の事由N01～N035に共通する前提条件

ア 原告の情報(訴訟及びホームページ)は名誉棄損の免責要件を充たす

原告のホームページ(<http://akindofgolden.web.fc2.com/>)は、名誉棄損の事由(N01～N029)を第三者に誤りなく認識していただけるように解説入りで事実データ(含む、音声データ)を公開しており、その公開の趣旨のもとで表現の自由との調整がなされ、被告大学の削除請求は却下されている。

別件訴訟1は原告による地位確認訴訟のため、NO12～NO29の事由が証拠となり、経営学部執行部の井形浩治学部長・理事と池島真策副学部長兼カリキュラム委員長の故意による共同不法行為の確定に寄与している。

別件訴訟2は被告大学による名誉権侵害等の訴訟で、NO1～NO35の事由を原告が証拠とした結果、北村グループの歴代執行部による不法行為は確定したが、被告大学の名誉に係わる原告の行為に対しては名誉棄損の免責要件が適用されている。

この事実を再認識していただくために、再度立証する。

㊦ 原告を名誉権侵害等で訴えた被告大学の「訴状」の抜粋（別件訴訟2）

原告の経営学部執行部では、2003年から2012年まで組織的に被告に対するパワハラ行為が行われており、組織的パワハラを集大成として、特任教員への任用拒否が用意周到に準備されていたと読めることから、原告の組織体としての社会的評価が低下し、名誉権を侵害する。

しかるに、前件訴訟では… <略> … 経営学部執行部が組織的に被告に対しパワハラ、アカハラ行為をしてきたとの事実は認定されていないのであって、被告の摘示事実は根拠に基づかない反真実の記事であり違法性阻却事由がない。

被告がホームページで主張するパワハラ、アカハラ行為は、カリキュラム委員会、人権委員会が組織されている原告の学内では起こりえない（甲27、理事長佐藤武司の陳述書）。

したがって、被告の本件ブログ公開は、原告の名誉権を侵害する不法行為である。

㊧ 上記㊦の訴状に対する、控訴審判決（甲8、10～11頁）の抜粋

本件記事等の掲載は、公共の利害に関する事実に係わり、専ら公益を図る目的で行われたものと認められ、執行部による継続的かつ組織的なパワハラという意見の前提となる事実の重要な部分は真実であり、したがって、前提となる事実の重要部分が真実ではない蓋然性が高いとは認められない。

また、1審原告による組織的なパワハラとする意見部分も、これが不当

なものといえないことは前記引用に係る原判決が説示するとおりである。

以上のように、本件記事等が公共の利害に係るものであり、その掲載が専ら公益を図る目的で行われたこと、本件記事等の意見の前提とされた事実の重要な部分が真実であること、このような事実を前提とした意見が、意見としての範囲を逸脱したものとは認められないこと、本件記事等の摘示された事実がプライバシー情報には属さないことを考慮した場合に、なお、これを違法とすべき事情の主張、立証はない。

1 審原告は、仮に本件行為が、意見ないし論評型名誉棄損であるとしても、意見ないし論評の逸脱性を判断するに当たっては、当該表現の内容が人身攻撃に及ぶか否かだけでなく、その内容が不合理か否かといったことも斟酌すべきであると主張する。

しかし、別件訴訟において、井形及び池島の1 審被告に対する特任教員任用申請手続の妨害が不法行為であると認定されており、その判決が確定していること等に照らせば、本件行為の表現内容が不合理であり、違法なものであるということとはできない。

㉞ 草薙裁判での北村實の証人尋問調書（甲18、4頁）（別件訴訟3）

平成27年2月20日の理事会での学内理事会に設置された調査委員会の報告内容に言及した北村発言

「吉井さんのインターネットで、ホームページ等でアップされたものの中身は、ほぼ真実だという報告だったと思います。」

㊦ 小括

上記㉞に対する㉜と㉝より、NO1～NO35の事由には次の2つの事実が確認されている。

- ・名誉棄損の免責要件を充たしているとの別件訴訟2の控訴審判決のもとで、事実の真実性、若しくは真実相当性が担保されたこと
- ・被告大学の北村グループの歴代経営学部執行部の、故意による不法行為が別件訴訟1と2の控訴審判決のもとで確定していること

北村グループの歴代執行部による不法行為の事実を幾つか下記に示す。

- ・原告の担当コマ数を減らす（甲32、甲49）、別の教員に振り替える（甲32）といった手段で経営学部教授会および学内での原告の教授としての地位を貶める
- ・原告を、秩序を乱す問題人物と仕立てるために執行部と人権委員会が連携し、北村グループの教員が原告を名誉棄損で訴える（甲38、甲43）ことにより、原告の人格を否定し、原告の信用を貶めている
- ・理事会は原告の調査委員会を設置し、「特定の個人を誹謗中傷するだけではなく、大学運営のあり方についての根拠のない誹謗を加え、もって大学の信用を失墜させようとするものであり、理事会に対する甚だしい業務妨害行為と言わざるをえない」（甲16）と原告を追求するなど、学内での原告の社会的地位を著しく失墜させている

これら具体的な事実が真実であることにより、被告大学による名誉棄損は立証される。

イ 地位確認訴訟では、被告大学には刑法などに抵触する不法行為がある

原告による地位確認訴訟において、原告の名誉を棄損するとしてNO12～NO29の事由に密接に関連する具体的な事実である。当該準備書面の1～3頁に述べているが、ここでは刑法などの規定に抵触すると原告が判断した証拠を示すことにする。なお、このような故意による不法行為をすること自体が原告の被告大学での社会的地位を貶める名誉棄損行為となる。

㉞ 刑法159条3項と刑法161条に抵触する不法行為

㉞① 特任教員任用規程（新規程）の偽装

新規程（甲56）と偽装した新規程を説明する井形と北村発言（甲3）、それを池島がカリキュラム委員会で遂行した証拠（甲4）、原告に自主的に特任申請を辞退せよと迫った井形発言（甲5）、この行為は新規程にはないと発言する城推薦委員のメール（甲24）より偽装が立証される。

㉞② 逸脱したカリキュラム委員会規程の変造

人間科学部のカリキュラム委員会規程（甲74）とこの規程には規定さ

れていない、前述の偽装した新規程の内容、例えば、特任教員の推薦にはカリキュラム委員会の承認が必要といった類である。この変造したカリキュラム委員会規程の遂行は池島カリキュラム委員長の陳述（甲4）より自明であり、それを批判する山田学長補佐の「科目の廃止や新設は教授会で決定するもの（注：カリキュラム委員会は教授会に答申するのみ）」発言（甲22、2頁）から変造が立証される。

㉟ 経営学部教授会規程を変質させる規程の変造

経営学部教授会規程（甲75）に反する北村と田中が動議し、強行採決し、1年限りの試行とした、欠席教員も委任による決議参加を認めるという規程変更（甲54）である。これは、「特任人事は再雇用であり、その手続きは新規採用と同じ出席教員の3分の2以上の可が必要」に対応する変造であり、教授会議題は当日公表されるため、誰も事前には知りえない決議内容を事前に可否投票するという矛盾に充ちた不法行為であり、実際に欠席投票が2回ほどあり、教授会を混乱させている。

㊦ 刑法233条に抵触する不法行為

㊦a 教学ルール違反者に仕立てた井形による1部科目の2部重複開講

井形が2010年8月のカリキュラム委員会で1部科目の2部開講を認め（甲20、1～4頁）、井形学部長自ら教務課で1部科目の2部重複開講を仕掛け（甲20、4～5頁）、文科省への変更届（甲21）をせず、池島カリキュラム委員長はカリキュラム委員会で特任申請を認めない第1の理由とし（甲4）、井形が原告に特任申請辞退を迫る、その第1の理由としている（甲5）。

これは、直接的、有形的な方法で人の業務を妨害する行為を処罰する業務妨害罪に抵触する行為であり、ここでの業務は「人が社会生活上占める一定の地位に基づいて営む活動一般を指す」とされることから、原告の教育活動は業務と解され、被告大学による名誉棄損行為が立証される。

㊦b 訴訟活動が名誉毀損として不法行為責任を問われる例外的ケースもある

これは、当該準備書面の2～3頁に記載しているので省略する。

なお、別件訴訟1の当事者である井形、池島が尋問で虚偽発言したことが判決に影響を与えていたことから、民訴法209条1項に抵触する行為と原告は認識している。民訴法230条も被告大学の虚偽の準備書面や陳述書、証拠の成立の真正を判断する規定と解される。

これらから、特別抗告理由書(甲72)に立証したように、虚偽陳述を繰り返す被告大学の行為は原告の名誉を繰り返し棄損していると主張する。

(2) 被告大学準備書面(1)の2、名誉棄損事例NO30~35に関する反論

ア NO30に関する反論

争う。被告大学が名誉棄損とする原告の行為は、名誉棄損の免責要件が適用され、逆に、被告大学の不法行為が別件訴訟2の控訴審判決で確定している。

平成27年2月24日の当該文書(乙2)の「元教員の在職中に同人に対するハラスメント行為は一切ありません」とあるが、平成26年9月30日の大阪地裁判決で「被告井形の行為は不法行為に当たると認められる」と判示され、平成27年4月23日の控訴審判決では「被控訴人井形及び被控訴人池島の故意による共同不法行為」が確定しており、虚偽事実を公表している。

また、その対象は、田村理事の陳述書(甲28)の「同窓会と9万人の卒業生は、司法の場で正々堂々と争うべき事案を、ネット上の“場外乱闘”を仕掛けた、吉井氏の行為を決して許すことは出来ません」より、被告大学関係者の間では、被告大学の公式文書である乙2を信じるとみなすのが普通であると解されることから、原告の社会的地位・評価が著しく低下したことは自明である。

また、時効により消滅していると述べているが、原告は平成29年7月3日に山田元学長補佐から送られてきた平成28年3月22日付け文書(甲26、13頁)で初めて知った訳で、被告大学の誤認識である。

なお、この時期、北村理事が定年を67歳から70歳に戻す動きをしており、教職員組合は全力で阻止したと山田氏他、昔の同僚が発言している。

被告大学の特定の個人に振り回される情けない学内事情と、在籍した一教員として意見表明させていただく。

イ NO31に関する反論

争う。「大学の進学を控えた孫娘から「お爺ちゃんの大学のパワハラ事件は本当か?」との電話の記述が事実を伝えておらず、原告に対する名誉毀損に該当するとの点は否認する。」とあるが、この文章は第3者に正確に内容を伝える文章ではないため、応答不能である。

田村の陳述書(甲28)より、原告のホームページを閲覧した孫娘の友人の質問に孫娘が田村に問い合わせた事由と解釈すると、孫娘の友人は「一般の閲覧者であり、「一般閲覧者の普通の注意と読み方」を基準にしてパワハラがあったと認識し、その真実性を確認しようとした行為と解される。

これより原告は被告大学によってパワハラされる要因を有する人物として原告の一般社会での評価が低下したとも解釈され、その一方で、被告大学はパワハラを容認する大学かといった、被告大学の評価の低下も懸念され、双方の名誉を棄損しているとも推認される。

原告が田村の陳述書で原告の名誉を棄損しているとするところは、被告大学の理事という経営者の一人として、正確な事実情報を把握しながら、被告大学の学内、同窓会、卒業生への説明責任を果たさず、前述の乙2にみられる虚偽の情報を発信し続ける不適切な行為者の一人として、また、原告の私的相談に協力した草薙氏を北村らと意を通じる理事らとともに懲戒処分をし、故意による共同不法行為者である井形と池島には何の処罰を科さないままという現状に、原告の社会的評価を今もなお貶め続けていると推認されるところにある。

ウ NO32に関する反論

争う。「佐藤理事長の陳述書(同訴訟の甲27)の記載は偏った情報による原告に対する名誉毀損であるとする点は否認する」としているが、佐藤は被告大学の最高経営責任者という立場にあつて、佐藤本人の陳述書を証拠として、原告を名誉権侵害等で1500万円の賠償請求を仕掛けている。

原告は、被告大学の最高経営責任者の陳述書と認識して読んでおり、他の陳述書とは責任が全く異なり、被告大学を代表する見解とみなされるリスクがあることを考慮されて、「名誉棄損には当たらない」という釈明をされたい。

なお、佐藤自ら被告大学の名誉を貶める経営の一環として、原告の被告大学

での社会的地位と評価、品性と信用を貶めており、以下にその箇所を指摘する。

㉗ **最高経営責任者の原告に対する見解**

- ①大学の評判が下がることを知りながら、ただ単に退職した職場の「パワハラ」をしたメンバーへの嫌がらせとして掲載しているのであれば、本学としてこれを許すわけにはいきません。
- ②吉井ブログにより発生した損害賠償請求をするにあたり、吉井氏は激しく抵抗する可能性が高く、仮に訴訟しても任意で支払いを受ける可能性は考えにくく、現在把握している財産については保全を行う必要があると考えます。

㉘ **原告の学内評価**

- ③その在職中に幾度となく他の教員などと事件やトラブルを惹き起こしてきたと聞いています。
- ④吉井氏には、使用者たる理事会の業務上命令にすらまともに従わない問題教員であることが明らかとなりました。
- ⑤自身の発言が名誉棄損であると判断された学内の「人権委員会」の文書や、学部内の授業担当問題などがあり、経営学部長などから「パワハラを受けている」というものでありました。
- ⑥研究室等での1対1の会話を隠し撮りすること自体が社会的規律違反でありますし、それを公開することにより当事者にとって不測の事態を惹き起こす可能性があります。

㉙ **原告の品性・信用に触れる部分**

- ⑦自身の思い通りにならない事態に直面した場合、周囲の迷惑を顧みず外部に暴露する行動に出る、ご本人の特性に基づくものだと思われま
- す。

㉚ **最高経営責任者の経営学部執行部に対する評価**

- ⑧北村實教授、二宮正司教授、樋口克次教授は、特任訴訟の当事者です

らありません。

- ⑨北村教授、二宮教授、樋口教授らについては、パワハラを行ったという事実はなく、吉井ブログの記載は真実ではありません。
- ⑩井形教授を直接知らない人は、パワハラをするひどい教員だと認識してしまうと思われます。＜略＞井形教授の名誉を棄損しており、外部の人には訳のわからない一方的な情報により、評価が独り歩きしてしまうこととなります。
- ⑪北村教授は長く経営学部長を務めてきたことから、主に授業担当問題などで、学部長として適切な業務を行ってきたにも関わらず、事実に関しパワハラとしてブログに記載されてしまうなど記載や、上記①②と同様、氏名のネット検索で当該ブログがヒットし、深刻なネット攻撃にさらされることにより、学生や世間からの評価が重要である大学教員としての現在および将来の生活に被害が生じております。

㊦ 最高経営責任者の被告大学の組織に関する認識

- ⑫学部執行部が独断で、ある教員の担当科目を増減させることは不可能です。
- ⑬本学のカリキュラム委員会は学部内の一委員会であり、最終意思決定は学部教授会で行っているため、上記経営学部執行部としては、適正に職務を行っているものであり、アカハラ、パワハラなどを行ったという事実はありません。
- ⑭人権委員会を利用したパワハラなどは制度上不可能です。

エ NO33に関する反論

争う。民法を教授する経営学部長・理事の木村の陳述書（甲25）記載の事由について、被告大学の準備書面（1）では、「（甲25の）記載は虚偽に充ちており、原告に対する名誉毀損であるとする点は否認する」とのみ答え、具体的な反論をしていない。

原告が経営学部教授会での社会的地位・評価を貶めていることは、教授会で適切な議論がされた痕跡もなく、地位確認訴訟の判決も正当な評価がなされて

いないと感じるところである。具体的に、甲25を分析する。

1-1の要旨：

井形がカリキュラム検討委員会に吉井氏の3年間に及ぶ授業担当科目計画に関して意見を求め、委員会は吉井氏の当該授業担当科目を審議した結果、「不必要又は必要度が低い」という結論を井形氏に伝えたところである。

1-2の要旨：

井形は吉井氏にその結論を伝え、推薦委員会へ推薦できないとしたが、吉井氏の反論にあい、学長に相談すると井形氏に「カリキュラム検討委員会が不必要又は必要度が低いと判断した授業担当科目計画を提出されたとしても受け付けられない」と伝え、『事実上』不受理となった。

この1-1と1-2で、原告の名誉を棄損するところを以下に述べる。

- ①カリキュラム検討委員会は学部長の諮問にもとづき、審議した内容を教授会に答申する機能を有するのみである。不法行為とするところは、井形学部長が教授会で審議せず、独断で特任申請辞退を原告に迫っている。すなわち、教授会で議論するという手続きを無視し、特任教員任用規程（新規程）の手続きを無視した違法行為を「正当な手続き」であるかのように述べ、教授会運営の不適切さを学部長の立場で認識していないところが、原告の名誉を棄損し続けているのである。
- ②新規程の任用手続き第9条には、カリキュラム委員会の手続きを経るとの規定はなく、違法な手続きのもとで、原告の担当科目を全て不要・必要度が低いとしているが、10数年講義してきた科目が突然不要になるなど、「一般読者の普通の注意と読み方」を基準にして、この木村文書を判断すれば、原告を貶める手続きをしたことは自明であり、民法学者である木村の立場からすれば、この定められた手続きをしないことは原告の学内での教授としての社会的地位・評価を貶めていることに他ならず、名誉棄損行為に当たることは推認できたはずである。経営学部部外者である城推薦委員でさえ、推薦委員会で井形を厳しく叱責し、原告の申請書類を推薦委員会に提出せよと迫ったが、頑として拒否したと原告に報告している（甲24）。これに反して、井形、池

島、北村に何の諫言もせず、逆に、容認する現状態を演出し続けているところが、原告の名誉を棄損しているのである。

2-1の要旨：

特任教員制度では、「特任教員申請・任用に関して特別な労使慣行は存在しない」とし、「その手続きは、規程にもとづけば推薦は担当者が判断し、その後「特任教員推薦委員会の推薦により、各学部教授会において行い、理事会の承認を得て」任用される(特任教員任用規程5条①)。

2-3の要旨：

担当科目計画の評価では、「第2部開講科目は学則上不存在科目であり、敢えて開講する必要性がない科目である」

2-5の要旨：

学長執行部の態様では、「控訴審の審理過程で明らかになった事実はずいぶんのようなことであった。吉井氏提出の証拠(録音テープ)が、学長執行部の学内教学行政執行に関して、当時不一致の状況を呈していたということを示唆している」、「本学が法人として、吉井氏問題の取り扱いを決定するまでに学長執行部構成員として問題提起をせず不問に付している。やはり吉井氏問題を職務遂行上議論して然るべきであった」

この2-1～5で、原告の名誉を棄損するところを以下に述べる。

- ③ 「特任教員申請・任用に関して特別な労使慣行は存在しない」との記述には、井阪理事長および重森学長が合同教授会で「人事における労使関係は従前と変わらず」と公言されたことに矛盾する(甲26)。
- ④ 「規程にもとづけば推薦は担当者が判断し、」と述べているが、前述の1-1～2では、判断しているのはカリキュラム委員会と井形学部長であり、担当者は特任教員申請者か否か矛盾する記載である。
- ⑤ 「吉井氏提出の証拠(録音テープ)」をもとに、学長執行部に原告の訴訟の責任を問うているが、これは北村、井形、池島らの責任転嫁であり、徳永学長は原告に教授会自治の関係で学長としても介入できないと説明されたことと矛盾しており、草薙裁判での草薙氏の陳述書(甲

17)にあるように、学長のポストを争う北村の駆け引きと解され、原告は、北村の私的欲求の犠牲者ということになる。

これら③④⑤より、被告大学を私物化する人物のグループによる不法行為の結果、原告の被告大学での社会的地位及び評価が貶められており、名誉棄損の具体的事実の存在が立証される。

3のむすびの要旨：

「池島氏は自己に課された職務を忠実に執行したのみであると言える」、
 「井形氏は控訴審判決のようなそしりを免れるためにも吉井氏問題について、学長：徳永氏との間でもう少し慎重な肌理の細かい議論をしておくべきであったと考える」、「特任教員推薦要件欠如においても、他のケースでは特任教員推薦委員会において正式に不適合と判定している」、
 「学長執行部議題として提起・論議しなかったこと、さらに裏面で吉井氏問題を拡散したことは職務執行の懈怠であったといえる」

この3で、原告の名誉を棄損するところは、原告退職後も、民法学者である木村が、理事会および経営学部教授会で、この木村文書を配布し、控訴審判決を尊重せず、故意による共同不法行為者である池島と井形を擁護し、原告の訴訟の責任の所在を学長執行部に転嫁していることである。

元学長補佐の山田氏は、退職する平成28年3月、「経営学部教授会で配布された2文書への批判」を学内で配布し、木村文書（甲25）を批判している。この文書から、第3者の目でみた原告の名誉棄損の実態が確認される。

オ NO34に関する反論

争う。被告大学の準備書面（1）の「否認」には全く内容がない。誠実な否認を求める。

井形および池島による「吉井氏の問題に対する経営学部における確認依頼」文書（甲23）は、別件訴訟1の控訴審判決で「被控訴人井形および被控訴人池島の故意による共同不法行為」が確定して、ほぼ9か月後の文書であり、被

告大学が原告に名誉権侵害等で1500万円の賠償請求訴訟を起こした別件訴訟からはほぼ3か月半過ぎた頃の文書である。

この文書の目的は、「吉井氏の特任問題における経営学部の手続について、その正当性を経営学部教授会において確認させていただきたく」としている。

しかしながら、この文書は普通に読めば、規程を逸脱した行為などとは読み取れない、真実を隠蔽した、狡猾な虚偽文書であり、控訴審判決で「故意による共同不法行為」とされた、自省の念が全く感じられない無責任な文書により、現時点でなお、原告の名誉を貶め続けている。

しかし、原告の名誉を棄損していることを具体的に示し、それが事実であることを立証しない限り、名誉棄損が成立しないため、この文書において、原告の名誉、評価を貶めている箇所を朱記し、その判断根拠、証拠を注釈で示す。

甲23の抜粋： I 特任教員制度について

〈略〉 当時、本学において、学部のカリキュラムや人事などについては、各学部の教授会の専決事項としていました（但し、平成27年4月より変更）。そして、経営学部は、学部長の諮問に基づいて、カリキュラム編成、各年度の授業担当、授業担当の人事案件を実質的に審議・検討することを「経営学部カリキュラム検討委員会」に委ねられていました。こうしたことから、本件においても、「**学部長が作成すべき授業計画についてカリキュラム委員会の意見を聞いて行う**」と当時学部長であった井形が平成24(2012)年9月28日経営学部教授会で諮っておりますが(議事録参照)、再雇用である特任教員任用手続において**正当であると考えます**。この教授会には吉井氏本人も出席していましたが(当時学長補佐であった山田文明氏も出席)、**こうした手続について、吉井氏を含む教授会メンバーからは、何ら異議が唱えられませんでした**。

注釈： 特任教員任用規程（新規程）は全学共通の規程であり、経営学部独自の規程ではない。それを「**教授会で諮った**」としている(甲3)。しかも、原告が作成すべき授業計画を、「**学部長が作成すべき授業計画**」とし、「**カリキュラム委員会の意見を聞いて行う**」としている。これは新規程には規定されていない、新規程の偽装という刑法に抵触する不法行為である。規程の変更は定められた手続き（しか

し、新規程は全学共通の規程である）と、当該部署での可否投票が求められるが、その手続きがないことから、不法行為は明瞭である。

「何ら異議が唱えられませんでした」と記載しているが、原告は二宮教授の特任人事においても同じ手続きをしたかと確認している。したがって、この部分も虚偽である。

甲23の抜粋： II 経営学部カリキュラム検討委員会について

＜略＞ 当時の経営学部カリキュラム検討委員会のメンバー構成は、＜略＞
専攻科目分野も偏ることなく編成されていました。そこでの結論は、吉井氏が提案した科目は、「不必要又は必要度が低いという意見で一致」しました。なぜそのような結論で一致したかという、**吉井氏が提案した担当科目は緊急・変則的な担当科目であり、しかも学則上存在しない科目を挙げていたからでした。**特任教員の3年間を、こうした状態のまま開講することは、経営学部のカリキュラムの体系上および教学ルール上、当然認められないからです。＜略＞ この一致した意見を受けて、当時カリキュラム委員長という立場であった池島は、そこに私情を挟むなどということは一切なく、あくまでも委員長としてカリキュラム検討委員会の意見を、そのまま当時学部長であった井形に報告したまでであります。このように、カリキュラム委員長であった池島は、その役職として業務を遂行しただけであります。そして、こうしたカリキュラム検討委員会での一連の行為が、経営学部で問題視されたことはありません。それゆえ、この一連の行為は「役職上の正当な業務」であったのであり、問題はなかったと考えます。＜略＞。

注釈：「吉井氏が提案した担当科目は緊急・変則的な担当科目であり」

については、原告は2部においても講義していた（甲30、6頁）訳で、北村と樋口の不法行為（甲30、14頁）により、不開講とし、非常勤講師に振り替えている（甲32）。これは、別件訴訟2で「歴代の執行部による不法行為」として判示されている事実であり、被告井形および被告池島の口実に過ぎない。

「しかも学則上存在しない科目を挙げていたからでした」について

は、被告井形が原告を貶めるために刑法233条に抵触する不法行為をしており、第3の1(1)イ④⑤で立証している。

「池島は、そこに私情を挟むなどということは一切なく、… 池島は、その役職として業務を遂行しただけであります」は虚偽であり、原告の「訴状」で次に示すように立証している。

- ・ 訴状の26頁に、カリキュラム委員会の動きが明記されており、2012年5月11日には「原告の特任人事は学部執行部でコントロール可能」との打ち合わせをし、同年10月14日には北村のクレーム内容に誰も何も発言しないとの情報に記載されている。
- ・ この10月14日に打ち合わせた原告を陥れる不法な内容が池島の陳述書(甲4)に記載されている。
- ・ 別件訴訟2の第一審判決では、「カリキュラム委員会の決定に至る経緯は不自然な感じを拭えない」としている(甲7、26頁)。

「… 一連の行為が、経営学部で問題視されたことはありません」は虚偽であり、教授会での議論を拒否している(甲58)

「この一連の行為は「役職上の正当な業務」であったのであり、問題はなかったと考えます」とあるが、新規程の任用手続き第9条と異なる手続きをし、別件訴訟1の控訴審判決(甲2)では「故意による共同不法行為」とされており、正当な主張にはならない。

甲23の抜粋： Ⅲ 吉井氏提案の授業担当計画の取扱いについて

<略> 井形は <略> 吉井氏が作成した授業担当計画では、特任教員推薦委員会に提出できないこととお話ししました。しかし、吉井氏は自身が作成した授業担当計画を**そのまま特任教員推薦委員会に提出さえすれば、特任教員手続が承認されると信じて疑わず、** <略> 井形に同授業担当計画をそのまま特任教員推薦委員会へ提出するように強く要請しました。

<略> 井形は、本人自身が作成した授業担当計画をそのまま提出しようと

思い、推薦委員会の委員長である徳永学長のところに行ったのです。

その際、徳永学長は、「カリキュラム検討委員会が必要若しくは必要度が低いと判断した授業担当計画を提出されたとしても、受け付けられない（不受理）」としたのであります。

井形は、「任用申請の手続をあえて進めなかった」わけではなく、学部長として正当な業務として一連の手続を行っただけであり、むしろ本人の意向を尊重して、吉井氏の作成した授業担当計画を提出しようとしていたのです。

つまり、推薦委員会の委員長であった徳永学長が不受理と判断したのです。

<略> つまり、理事会としては、前述の池島や井形の一連の行為は「役職上の正当な業務」としつつ、経営学部の一連の手続には問題がないと認めたという事なのです。それにもかかわらず、今頃になって、一連の手続を否定するような意見が学内外から出るのは不思議でなりません。

注釈：「そのまま特任教員推薦委員会に提出さえすれば、特任教員手続が承認されると信じて疑わず」は、井形の誇張表現であり、原告は新規程の手続きを踏んでくれとのみ言っている（甲5）。

「井形は、本人自身が作成した授業担当計画をそのまま提出しようと思い、推薦委員会の委員長である徳永学長のところに行った」は、狡猾な虚偽である。原告に自主的に特任申請を辞退させるために、新規程の任用基準第4条(1)④に抵触する人物とするために、教学ルール違反をする人物に仕立て、その理由を「原告が無断で1部科目を2部の時間帯で講義をしている」と説明している。したがって、「そのまま提出しようと思い」は本心ではなく、別の意図がある訳で、それが北村、井形、池島の考えた「書類の不備」であり、17頁の「学部長が作成すべき授業計画」であり、「原告の担当科目は全て不要若しくは必要度が低いので不開講とする。担当科目のない特任教授は認められない。これがカリキュラム委員会の総意である」（甲5）としている。この北村、井形、池島の作戦の犠牲者は学長で、原告の特任人事を利用して嵌められたのである。草薙裁判での草薙氏の陳述書（甲17、6～7頁）の「北村理事は一貫して徳永

学長と対立し、学長を孤立させて力を削ぐ一方で、理事長の陰に隠れて理事会運営における主導権、つまり実質的な最高権力の掌握を画策してきたように見えます」より理解される。なお、これと同じ行為を、里上教授の特任人事の際、当時の二宮学部長が原告に仕掛けており（甲48）、この悪質さが原告の名誉を棄損している。

「井形は、… むしろ本人の意向を尊重して、吉井氏の作成した授業担当計画を提出しようとしていたのです」は、前述のように虚偽であり、原告の「訴状」の26頁のカリキュラム委員会の動きより立証される。

「推薦委員会の委員長であった徳永学長が不受理と判断したので」は、学長に責任を転嫁した、学長を嵌めることに成功したという悪意ある表現であり、城推薦委員も推薦委員会で井形に原告の申請書類を推薦委員会に出すように激論した（甲24）と原告に話しており、草薙氏の陳述書の「井形氏にも直接、粛々と手続を進めるように言ったのですから」（甲17、4頁）から、虚偽が立証される。

甲23の抜粋： IV さらなる事項

<略> 今になって、井形および池島の行為が「役職上の正当な業務」ではないかのような意見が学内外で出されているということは、はなはだ遺憾であります。 <略> なぜ今頃になって、「井形および池島の行為が正当な業務ではない」かのような意見が学内外で出されるのは理解しかねます。

<略> 最後に、我々が大阪高判の結論を受けて上告しなかったのは、吉井氏の地位が確認されないという勝訴判決を確保するという法人（理事会）の判断に従ったためです。 <略> 今頃になって井形や池島の行為を含めた経営学部の一連の行為が正当でなかったかのような意見が学内外で出されることは、甚だ遺憾であります。学校法人として認めていた行為を遡及的に問題視するというのは非常に危険な行為です。 <略> 学校法人が正当な業務として認めていたにもかかわらず、その学校法人が事後遡及的に糾弾す

ることは、教員を不安におとしめる行為です <略>。

注釈：原告は、このような申し開きをする人物に、特任教員としての教育および研究活動を妨害され、かつ、後半の人生の約6年強をこの一連の裁判に費やすことになったことを極めて残念に思っている。自ら本人訴訟をして感じることは、被告大学の当事者は法廷の外にいて、訴訟は被告大学の代理人弁護士に任せ、訴訟費用は被告大学の学生の授業料、国民の税金から拠出される補助金で賄う、ここに大きな疑問と虚しさを感じる。そして、正直に、誠実に、被告大学をとおして社会や学生に貢献する道を塞がれたことは、何よりも残念なことである。

被告池島が別件訴訟2で訴訟するために証拠とした陳述書(甲76)を証拠として呈示しておく。この全くの自己弁護の塊と本人の罪悪感のなさにあふれた文書は、少なからず原告の名誉を棄損して止まない。

カ NO35に関する反論

争う。被告大学の準備書面(1)の「否認」には全く内容がない。誠実な否認を求める。

原告の名誉を棄損する根源が何処にあるかを客観的に明らかにしたのが草薙裁判の事実情報で、このNO35では草薙氏が証人尋問として法廷に立たせることに成功した北村の尋問調書を例にして、名誉棄損の具体的事実を摘示し、それらの確からしさを、訴状の23～29頁、準備書面(1)の9頁、準備書面(2)の4～6頁と24～28頁で既に検証している。

ここでは、被告大学の反論を容易にするために、それら具体的事実の幾つかを下記に示し、名誉棄損であることを再確認することにする。

㊦ 特任教員の任用について、労使慣行は存在しない

北村實尋問調書(甲18、7～9頁)の下記応答部分がこれに該当する。

(質問) 処分対象事実としての「特任教員の採用(再雇用)に関する発言は、本大学のこれまでの見解を越権的、専断的に歪め」と、…

(北村) 特任教員の制度は長く本学にあります。ある事件を通して、その性格をはっきりさせるべきだということがあって、規程を手直しして、趣旨をはっきりさせたときの、その趣旨を指しています。

(北村) かつて、定年引下げの代替措置としての特任という性格で理解する方もおられましたし、曖昧なところがありましたが、**里上事件を通して、特任制度はいわば新採用であると、再雇用と表現してはいますが、新採用であるという性質をはっきりさせようという改正でありました。**

(質問) これは学内には周知はさせたのでしょうか。

(北村) **もちろん規程集に載せて、誰もが見える状態にしていますし、**被告大学の別件訴訟(1)の準備書面(4)の2頁には、この労使慣行について、次の記載がある。

「理事会が特任教員として採用する旨の承認(決定)を行う前提となる教授会決議は、本学経営学部においては実質審議の上出席教授会員の3分の2以上の同意という厳格な方法によっている。」

北村の特任人事に関するこの供述は、井阪理事長および重森学長の発言(甲25)と対比して虚偽であることが明瞭であり、草薙裁判での草薙氏の陳述書(甲17)も北村発言を支持していない。これに加えて、特任教員任用規程(新規程)には、北村発言は明記されていない。

準備書面(2)の4～6頁にこれが真実でないことを立証している。なお、訴状の23～24頁も参照されたい。

① 学内の規程を逸脱する規程の偽装や変造

当該準備書面の8～9頁に記載の内容であり、参照されたい。

人を貶めるために規程の内容を変えておいて、「規程にそった手続きである」と被告大学が陳述すれば、第三者は、「規程という従うべき義務を負っている者がその義務を果たしていないのでは」、あるいは、「平等に適用されるルールに問題があるはずはなく、本人に何か問題があるはずだ」と受け取

るのが通常であり、この規程の偽装、変造が別件訴訟1で原告が敗訴した最大の要因と判断している。

この常軌を逸した北村實らの行為は、原告の被告大学内での社会的地位、評価、信用を著しく侵害し、その行為の結果は退職後の現在においてもなお続いていると認識している。

その一方で、被告大学理事会は、北村實、井形浩治、池島真策には何ら懲戒処分を科さず、新規程の任用基準第4条に反するにもかかわらず、北村實と木村俊郎を特任教員として採用している。

この現状をもって、原告の名誉が棄損されている証拠となる。

㊤ **新規程に反する特任人事の進め方**

㊦ **北村の意向に従う人物に実行させ、自分は決して表面に立たない**

訴状の25～29頁を参照されたい。ここでは、その一部を再掲し、原告の名誉棄損の具体的な証拠とする。

この再掲部分は、新規程は自分が作ったと教授会で発言する人物、北村實が、新規程を逸脱する作戦を画策し、それを北村の意向に従う人物(井形、池島たち)に実行させたことが、事実として認識される部分である。

(a)新規程を無視して、原告の申請書類を提出しなかったことの是非を質問

(原告代理人) 特任教授任用規程の手続は履行しなくてもよいというのが当時の経営学部の方針だったんですか。

(被告北村) 違います。

(原告代理人) そうすると経営学部としてはこの提出、先ほどの9条③の提出をすべきだったということに、ここはよろしいのですか。

(被告北村) いえ、私はその判断ができません。私に関与しませんでしたから。 (同、28頁)

(b)「書類が不受理」と「物理的に原告の書類を提出しない」は、同じ意味かと質問

(原告代理人) 井形さんは経営学部に対して書類が不受理であったと、そういう報告をしたんですね。

(被告北村) 書類が不受理とおっしゃったかどうかは記憶ありません。

せんが、不受理でしたという報告は記憶していますし、学内理事会でも不受理という言葉で語られたと思います。

(原告代理人) **先ほどの特任教員任用規程で、提出すると書いてありますよね。**

(被告北村) はい。

(原告代理人) **これは物理的に書類を提出する意味ですよ。**

(被告北村) いや、ちょっと理解してませんでした。

(原告代理人) 現在どういう認識ですか。

(被告北村) 少しこの規程には不備があるんだろうと思っています。

(原告代理人) いや、答えを聞いています。物理的に書類を提出するという意味ではないんですか。

(被告北村) いや、そのような解釈に私が至ってるわけではありません。

(原告代理人) そうすると、これ、話、ペーパーすら出さずに口頭で何か言えば提出したことになるとというのがあなたの理解ですか。

(被告北村) いえ、そのようにも考えてません。

(原告代理人) そしたら、やっぱり紙ベースのそういう事業計画その他を提出するしかないんじゃないですか。

(被告北村) いや、分かりません。

(原告代理人) 分からない。

(北村) はい。 (同、29～31頁)

(c)物理的に書類を提出しなかったことは特任規程を歪めていないかと質問

(原告代理人) 不受理ではなくて提出していなかったとしたら、提出するように進言していましたか。

(被告北村) いえ、進言していません。

(原告代理人) **井形さんが特任教授推薦委員会に書類を物理的に提出しなかったことは、特任教授任用規程を歪めるものだとは思いませんか。**

(被告北村) 考えていません (同、31頁)。

(d)申請書類を提出していないことはパワーハラではないかと質問

(原告代理人) 吉井さんが申し出ているにもかかわらず、**特任教授の書類提出をしなかった井形さんの行為がパワーハラメントだとは思いませんか。**

(被告代理人) 異議あり。しなかったとは先ほど来の尋問では出てないと思います。質問変えてください。

(原告代理人) 書類を提出していないとすれば、それはパワーハラスメントだとは思いませんか。

(被告北村) 井形氏らは丁寧な …。

(原告代理人) イエスかノーで答えてください。

(被告北村) 思いません (同、37頁)。

この不自然な応答にこそ、北村實の実質的な関与があった証拠であり、それが事実であると推認される証拠を下記に示す。

① 山田氏の「2文書への批判文書」(甲22)

- ・吉井さんの問題に関して「当時のカリキュラム委員長、学部長の名誉にかかわる。学部長がカリキュラム委員長と共同して吉井氏の特任就任手続きを妨げた。井形、池島が通じて、口実をつくってというのは事実ではない。当時のカリキュラム委員会において、吉井氏の担当科目についておかしいと私が申し上げた」(同、4頁)

- ・北村氏は、吉井さんの問題に最初から実質的に一方の当事者の指導的立場として関わっていたのですから、…。

北村氏は問題に責任をとる立場につくことは上手く避けて、影響力を行使して事を運ぶ、すぐれた能力をもっているため、裁判の被告に立つこともなかったのです。本当は、吉井さんがもつとも追及したかったのは、北村氏です。経営学部の教員はよくお分かりだと思います(同、11頁)。

② 別件訴訟3の草薙裁判での草薙氏の陳述書(甲17)

- ・当時から現在に至るまで、北村理事のやり方は一貫しており、理事会においても学部教授会においても問題ごとを公の場に出さず、自分とその周辺に不利な事はどのような手段を用いても揉み消そうとする、というものです。吉井氏は裁判に訴える以外の方法で、自身の問題を公にして争うことはできなかったと思います(同、5頁)

㊦ 被告大学の組織を不法に操作し、自分は表面に立たない

北村實尋問調書（甲18、14～16頁）の下記応答部分は、北村實が既に人権委員会に手をまわし、問題化させなかったと解される部分である。

（質問）大阪経済大学では、例えば、パワハラとかセクハラとか、そういうことがあった場合には、訴えることが学内的にできるんじゃないんですか。

（北村）はい、できます。一つの入り口は、人権委員会というところですよ。

（質問）もし、パワハラがあって、ということになると、吉井さんはそういう申立てができたわけですかね。そこが事実調査でされているかどうかということを調査委員会のほうで確認されましたか。検討委員会ではどうですか。

（北村）検討委員会では、うわさとしては吉井さんは人権委員会に訴えたと聞きましたが、確かめていません。

（質問）だったら、学校でパワハラの手立てが、あるのかないのかというのは、当然調べるべきだったんじゃないんですか。

（北村）パワハラだという判断があったのならば、人権委員会から、理事長であるとか、そこに結論は、名前は出すか出さないか状況によって違うんでしょうけれども、報告があるはずですので、そういうことがなかったということですので。パワハラだと、吉井さんからの訴えで認定された事実はないと判断していました。

北村實が既に人権委員会に手をまわしていたことが事実である証拠は、2013年1月18日教授会終了後の経営学部人権委員の次の発言より、事実であることが立証される（甲65）。

「人権委員会が扱うには荷が重すぎたんですよ。」

「個人対個人であれば人権委員会にかけられるんですけども」

「よく時間かけて、だから、攻めてこられているから」

次頁にこの会話の部分を示しておく。

既に述べた、池島がカリキュラム委員会で原告の担当科目を全て不要、必要度が低いとして、全て不開講とし、原告の3ヵ年の授業計画を成立させないようにしたが、これも2012年5月11日のカリキュラム委員会で、北村カリキュラム委員が原告の特任人事は学部執行部でコントロール可能という発言をしていることから、北村がカリキュラム委員会という組織を利用して、カリキュラム委員会の機能を逸脱させたことが理解される（訴状、26頁）。

※ 教授会直後、隣席の人権委員と、2012年12月13日の人権委員会の結論について話をする。
 --- 人権委員会と教職員組合に、
 経営学部執行部による、原告へのパワハラとして訴えていたことに関する背景情報 ---

9分 43秒	吉井	人権委員会、全然なっとらんど。	96
9分 45秒	人委	すみません。でも、あの一、人権委員会が扱うには荷が重すぎたんですよ。	97
	吉井	えっ	98
	人委	荷が重すぎて	99
	吉井	あ、荷が、荷が重すぎて	100
9分 54秒	人権 委員	ええ、あの、要は、皆さん、・・・(聞き取り不可)・・・ 教授会の審議事項で、現行、あの一、審議されていて 結果としてこうなってきたという過程になってしまうと、	101
10分 6秒	10分 10秒 吉井	あれ、教授会で議論してくれてない。全然、	102
	10分 24秒 人権 委員	だから、***でインタビューしましたら、必ず、やっている、やっている、やっている、やっている と、カリキュラム委員会をとおして**それで、返ってきてしまって、それが、あの一、	103
	10分 32秒 吉井	おれ、ここで発言したやんか、その書類を配って議論してもらおうとやったけれども議論させてくれ なかったやろ。で、書類を回収されたやんか。	104
	10分 34秒 人委	はいはいはい	105
	10分 42秒 吉井	それ、見てくれているやろ、だから教授会で議論してくれて言ったって議論させずに学部長権限で もって、その一、落としてしまったんやけ、	106
	10分 51秒 人委	その場合に、要は故意に人権隠しが、 だから個人对个人であれば人権委員会にかけられるんですけども	107
	吉井	組織对个人は駄目か、	108
	人権 委員	組織对組織になっちゃうと*がたってしまうって・・・(聞き取り不可)・・・ いわゆる人権マターなのかどうかという、これはあの一、一応制度のなかにはいって・・・	109
11分 3秒	吉井	でも、そういうたら、パワー、パワーなんかいうやんか、	110
	11分 7秒 人委	そうそうそうそう	111
	11分 8秒 吉井	パワーハラスメントに当たるやんか	112
	11分 12秒 人委	それがそれが、それは、あの一、僕らには荷が重いと	113
	11分 15秒 吉井	荷が重いからやめたん、んん、わかった、わかった、	114
	人委	はい	115
	11分 22秒 吉井	いや、特に特にはいいんだわ。あまり、あの一、 迷惑かけたらあかん思たから引き下がらつてもりでおったから、	116
	人委	・・・(聞き取り不可)・・・今回のケース	117
11分 30秒	11分 36秒 吉井	そ組織、あれ、組織だっていたというより、 今の組織の意味がわからないんだけども計画的だったというのは、	118
	11分 37秒 人委	それはそうですね	119
	吉井	そうだろう、それはわかるやろう	120
	11分 38秒 人委	わかります、わかります。	121
	11分 43秒 吉井	もうズーと積み上げてきているからやりようがないんだよ。一個人では	122
	11分 47秒 人委	そうですね。あの一、よく時間かけて、だから、攻めてこられているから	123
	11分 52秒 吉井	あの一、多分、組合の方も困りになったんだと思って、僕、引き下がったんだわ。	124

2 損失について

裁判長の質問は、「退職後のNO30～NO35関連の名誉棄損について、実際にどのような実質的損害があったのか」という質問であったのか、原告には少し記憶が曖昧なところがあるため、これにとらわれず、原告の名誉棄損に係わる損害について以下の主張をする。

原告の損害賠償請求の算出根拠については既に、訴状（30～35頁）と準備書面（1）（7～10頁）で明らかにしている。

そのうえでの裁判長の質問に答えるために、「実質的損害」に重きをおいて、次のアプローチで損害賠償請求額の根拠を示す。

民法709条の「損害」の中には、財産的損害のほかに精神的損害も含まれると解され、民法710条と711条が精神的損害に対する賠償を明文化している。

「精神的損害とは人間としての精神の安定状態が破壊されたことをいう」と一般に定義され、その精神的損害は民法で規定されているものの、その適用については明瞭な判断基準が確立されておらず、過小評価されていると感じる。

原告は、精神的苦痛なるものは、財産的損害とは直接関係のない、それから独立したファクターとなる損害を指し、財産的損失に対する補償とは独立して保障されるべきものとの立場から、その具体的保障額は、財産的損害のように計算は困難ではあるが、その困難性の克服にこそ法的な配慮が求められると主張する。

原告は、被告大学の北村實、井形浩治、池島真策らによって原告の名誉が棄損されるという不法行為に晒されたが、それに係わる損害賠償の請求にあたり、次の2つの観点にたって請求するという代替案を呈示する。1つは、精神的・肉体的な苦痛を受けたことによる損害賠償請求であり、今1つは、原告の財産的機会が不当に妨害されたことによる損害賠償請求である。

(1) 精神的・肉体的な苦痛を受けたことによる損害賠償請求について

精神的・肉体的な苦痛が社会的受忍義務の範囲、許容限度を超えるとみなせる

事由については損害賠償の対象になるが、その因果関係の立証や賠償額への換算の困難さが問題となる。この類の問題について、原告は次の方法を提案する。

名誉棄損を訴える当事者の精神的・肉体的なストレスと当事者および当事者の家族に様々な悪影響、不利益を惹き起す要因との間には相応の因果関係が存在するとみなせるケースにおいては、経済的損失として換算可能な要因をもとに賠償額を算定し、その他の悪影響や不利益は社会的受忍義務の範囲内とみなすというアプローチである。

原告の場合は、被告大学の歴代の学部執行部による不法行為（別件訴訟2で判決が確定している）のもとで、精神的なストレスから膠原病を発症し、それが原因で関節痛リウマチと喘息を発症し、特に喘息では急な階段を登る、スポーツをするぐらいで喘鳴のもと、呼吸を整える必要性に迫られている。天理よろづ相談所病院の膠原病専門医には発症当時からお世話になっており、ストレスが原因と言われているので、必要であれば、診断書を提出する用意はある。ここでは、この病気の治療を経済的損失に相当するとして、賠償額の算定を行う。

算出条件: 確定申告医療費明細より天理よろづ相談所病院医療費(含、交通費)

平成 16 年度 (2004 年) : 66920 円 平成 21 年度 (2009 年) : 114480 円

平成 24 年度 (2012 年) : 94430 円 平成 29 年度 (2017 年) : 73480 円

平正 30 年度 (2018 年) : 56620 円

5 年間の平均医療費 : 8 1 1 8 6 円 / 年

① 2004 年～2012 年の 9 年間医療費総額 : 73 万円

男性の平均寿命 : 81.09 歳 (厚生労働省、2018 年 7 月 20 日に公表)

② 2013 年 (67 歳) ～81 歳の 15 年間医療費総額 : 121 万円

③ 精神的損害の代理指標として、病気治療に伴う賠償額 : 194 万円

(2) 財産的機会が不当に妨害されたことによる損害賠償請求について

ア 在職時の、北村實指示による逸失利益

原告はヨーテボリ大学 G R I 研究所から戻った 2003 年、北村研究室に呼ばれ、被告大学理事会では、外部の研究機関での研究や非常勤講師を辞めてい

ただき、被告大学での教育研究に専念していただくことを検討しており、原告には情総研での客員研究員および羽衣女子短期大学の非常勤講師を辞めていただきたいと申し渡された（準備書面（1）、9～10頁）。

この指示にしたがって、積極的に研究所には働きかけず、非常勤講師も継続を依頼されたが辞退している。これより、逸失利益として財産的損害を次のように算出する。

算出条件：

情総研に関しては、60歳を目安に研究期間を3年間とし、その年収は、準備書面（1）掲載の確定申告書資料より、300万円とする。
羽衣女子短期大学に関しては、67歳までの10年間とし、その年収は、準備書面（1）掲載の確定申告書資料より、33万円とする。

- ④情総研の3年間の財産的損害：900万円
- ⑤羽衣女子短期大学の10年間の財産的損害：330万円
- ⑥北村實指示による財産的損害総額：1230万円

イ 井形、池島の「故意による共同不法行為」による定年退職後の逸失利益

これは、別件訴訟1の原告の地位確認訴訟における、給与相当額が該当すると判断する（別件訴訟1は、再審請求後、最高裁特別抗告中）。

- ⑦68～70歳の3年間の特任給与総額の推定見積：1273万5000円

ウ 71歳以降75歳までの経営コンサルタント活動困難による逸失利益

原告は、訴状の8頁記載のように、CMC、J-MCMC、CVSの有資格者であること、松下電器産業および松下通信工業での実務経験を有すること、電気通信総合研究所、情報通信総合研究所での基礎研究や応用研究、マーケティングリサーチ経験を有することから、経営コンサルタント活動を計画していたが、被告大学との本人訴訟に専念する必要性から、頓挫している。

しかし、訴訟に必要な情報も出尽くしていることから、今回の名誉棄損訴訟後、高裁への控訴があったとしても、再開の予定である。

これについては、逸失利益あるいは機会損失としての、財産的損害額を次のように算出する。

算出条件：

情総研での経験をもとに、収入を20万円/月と過小評価し、退職後の就労期間を5年とし、さらに、実現率を50%と仮定する。

⑧ 71～75歳の5年間の推定見積：600万円

(3) 小括： 損害賠償請求について

67歳定年までの損害賠償請求額： 1303万円

精神的損害額：①より、 73万円

財産的損害額：⑥より、 1230万円

定年退職後の損害賠償請求額： 1994.5万円

精神的損害額：②より、 121万円

財産的損害額：⑦の1273万5000円と⑧の600万円

以上を総括すると、

損害賠償請求額： 3297.5万円

精神的損害額：①と②より、 194万円

財産的損害額：⑥と⑦と⑧より、 3103.5万円

裁判長の質問に答える損害賠償請求額は、 1994万5千円となる。

なお、このように算出された損害額に対して、裁判官の自由心証主義のもとで、原告の落ち度、被告大学の悪質度を考慮して、例えば、双方をイーブンとする50%を基準とし、被告大学の名誉棄損に係わる行為が極めて悪質とみなしうる場合は80%、かなり悪質を70%、少し悪質を30%、悪質さは無視できないがその程度は軽微を10%と、リッカード尺度でいう7段階で評価することも妥当と考えられる。

原告の立場では、かなり悪質、または、それ以上との評価となるが、いずれにしろ、様々な名誉棄損のタイプが想定されるなか、原告の希望することは、社会の評価に耐える名誉棄損損害賠償の判例を勝ち取りたいと思っている。

第4 総括

原告が応答すべき事由は前述のとおりである。

なお、被告大学は具体的に名誉棄損には当たらないとの立証は未だされていない。

被告大学が名誉権侵害等で訴えた別件訴訟2では、原告はその立証に努力をしており、今回は、被告大学が同じ努力をされることを希望する。

なお、原告の準備書面(2)の24頁以降の求釈明には応じていただくことを希望する。

以上